明治廿七年九月三日印刷
明治廿七年九月七日發行

# 婦人衛生雜誌

第五拾八號

私立
大日本婦人衛生會

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 大日本婦人衛生雜誌
## 第五拾八號
### 目次


講演

◉疾病の原因及外科治療に就て（承前）　醫學士　田代義德君

◉河豚魚の話（承前）

◉燈火の話　ドクトル　飯盛挺造君

衛生叢談

◉長壽者來歷

◉卅六年結婚離婚數

◉體育

◉赤痢病大猖獗

◉赤痢病流行の爲め授業を止む

◉北里青山両博士の歸京

◉府下三病の流行

◉病院に於ける電話機の効用

◉生兵法大傷の本

◉下水排除の急務

◉廣告數件


## 大日本婦人衛生雜誌
## 第五拾七號
### 目次


講演

◉小兒の懷姙に就て（承前）　宮本仲君

◉疾病の原因及外科治療　醫學士　田代義德君

◉河豚魚の話（承前）

衛生叢談

◉黑死病研究の結果

◉香港黑死病の減少

◉青山石神両氏の容態

◉兵士の養生法

◉在韓兵士の食物

◉船暈の治療

◉略痰消毒の簡易法

◉牛乳取締と販賣

◉奇病

◉四ヶ年來の姙娠

◉女齒科醫の嚆矢

◉婦人衛生會々況

◉廣告數件



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

婦人衛生雜誌第五拾八號

（明治二十七年九月七日發行）

## 講演

## ●疾病の原因及外科治療に就て（前號の續）

醫學士　田代義徳君

例へば肺病人の痰からして黴菌だけを取り出し、痰の中にも種々の物を含んで居るが、單に黴菌のみを取ります。之を醫者の方では名けて純粹培養と申します。此取り出したものを以て、兎にでも植えて見ますると、直ちに此兎は肺病になッて仕舞ひます。病人の痰を以て植えたのでは何が病氣を起したのであるか解らないやうなもので有りますから、病氣を惹起す處の黴菌のみを取り出して、之を兎に植えると直ぐ肺病になります、其次に外科的に就て著しき例は破傷風であります。昔から傷に風が這入ると、破傷風になると云つて、恐れて居りましたが、破傷風の原因は、庭の土の中に何處にでも破傷風の毒が這入ッて居ります。先年我國の北里博士が名譽を負ッて歸朝せられたのも、破傷風の原因を深く研究された故で有る、此病毒を鼠に………何處でも構はぬから、からだの中の背あたりにでも其破傷風の黴菌の有る土を種えると、僅か二日か三日の間に手足を張ッて苦んで死んで仕舞う、是等の事は私共の郷里などでも昔から言ッて居るのに、アの藪の中に這入ッて蹈み貫きをすると、破傷風になると、老人などか申して居りましたが、ソレを今日より考へて見れ

ば、昔からサウ云ふ事を言ひ傳えて居ッた場所は、實際他の場所よりは、破傷風の病毒が澤山有た事と思はれます。老人などがアの藪の中で蹈み貫きをすると、破傷風になると云ッたのは、古くよりの言ひ傳えを偶然に中したので有りませうが、學理の進歩したる今日より其言ひ傳えを正して見れば、全く事實が有るのでございますから、サウ云ふ事を言ひ出したのも根據が有ッたのでありま す、唯に小刀で切ッた傷などは左程危險の事もないが、蹈み貫きは何處の土にでも破傷風の病毒があつて、之を蹈むと其人が死ぬと云ふ事が有る。土を鼠に植て鼠に破傷風を起させ、其破傷風を起した鼠のからだから液を取り、ソレをば黴菌の最も好む食物に入れて置る。是れを醫者の方では營養基又は培養基など丶云ひますが、其黴菌の育つべき液の中に入れるとドウ云ふ樣な黴菌とあッて、然して之をドウして破傷風の黴菌で有ると、斷定することが出來るかと云ふに、是れまでは解らなかッたので有るが、両三年以前北里君が之を發見されました。一体破傷風の黴菌は空氣に觸れると死んで仕舞うのです、空氣を通じないで、酸素窒素の混合しない水素瓦斯の中なれば充分に發生する。其發生した破傷風の黴菌を北里君が發見されたので有ります。其破傷風黴菌の第二の性質は非常に高い熱度でなければ死な丶い、破傷風の黴菌は百度以上の熱に遇ッても有害の働きを致します。他の黴菌は死んで仕舞うが。破傷風の黴菌は活きて居るソレを又動物に植えて置ッても同じく破傷風になる之を北里氏が發見されたので、今日の如く明かに認めらる丶樣になつたので有りま

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。サウ云ふ様な工合に同じ傷を腐らするにも種々の方法が有るので、悉く皆一様には往かぬと云ふ事は、今日では解ッて來たので有りますが、黴菌の進歩と、外科醫術の進歩は相互に平行して居ります。今日は黴菌の進歩に連れて外科の治療法と云ふものが、大變改良になつて居ります。今まで申し述べた、通り傷に黴菌が觸れた爲めに傷が腐るから、傷に黴菌が觸れない様に仕やうと云ふので、繃帯を懸けましたり、又石炭酸を以て黴菌の有害のものを殺して無害になるやうにしました。是れまで外科の療治は皆其點に向ッて施しましたので、傷が有れば石炭酸で殺して尙は黴菌が傷に觸れない様に繃帯をすると云ふ趣意で、今日までは療治をして居りました、併しながらソレ等の事も、黴菌學が非常に進歩するに從ッて、醫者の治療法も異ッて參りました。

尙は終りに臨んで、兩三年以來の外科の治療の、昔と異なる點を述べやうと思ひますが、先づ本題に立ち戾ッて申上げます。疾病の原因は神經、血液、細胞、黴菌と云ふ様に漸々に病の原因を探かす事が進歩して居ります。醫師が病氣の治療をするには、是等の事が明瞭に解ッて居らなければ充分に行ふ事が出來ない。病氣の起る原因を深く考へ其原因に從ッて、我々醫師が相當の治療を施すので有りますが、併し今日は尙は未だ原因の不明なるものが有りますから、悉く右の趣意に基いて治療する事は出來ませぬが、後來病の原因を探し、其原因を研究する事が一層進歩すれば、外科醫師が傷の治療をするやうに、內科の疾病も原因

に從ッて、治療する樣にならうと思ひます。否ッウ云ふ樣な傾きに今日の西洋醫學が進歩しつゝ有る。是等の點が昔より在來の漢法醫學と大變に相違の點で有ります。漢法醫學なれば陰陽の變化だとか、木火土金水だとか、無形の想像より起ッた處の考へを根據として居る。如何なる病氣でも原因に從ッて、治療すると云ふ事はない。古人の言ひ傳ゐて來た事、自分の學び來ッた事、或は自分の經驗上得たる所を以て治療するので、一も道理を基礎として治療する事は有りませぬ、去りながら尚は西洋醫學と漢法醫學とを比較して見る事が出來ます。醫學は一の萬有學で、實驗に據る學問で、人の頭の中で考へただけでは往けない、即ち醫學は說を立てるばかりでなく、之を實際人に用ゐて効が有れば、ソレが證據になるので有ります。微菌が人の病を起すと云ふ事が基礎なれば、病氣を起させて見なければならない、實驗して確かに斯うと云ふ證據を現はさなければならぬ。サウ云ふ事が、漢法醫學と西洋醫學と非常に異なる點で有ります。併しながら漢法醫學と雖も今日の儘では往けませぬが、漸々に發達して往けば、矢張り西洋醫學と同一のものになるので有ります。最初に述べたヒポクラテスの醫學も、今日の如く非常に發達したので、一方は進み、一方は少しも進まないから、其間に非常の差が出來たので有りますが、其源は一のもので、段々に流れて行けば、矢張り一ツ海に歸着するので有ります。斯う云ふ工合に疾病の原因に就ては、醫師が治療の方針を立てるのが肝要の事で有りますから、何處までも原因を認めて、ソレに向ッて治療するやうにしな

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ければならない、内科的に關する治療は別にしまして、外科の治療法は全く右の方針に從ッて治療して居る、我々が日常治療を施すにも右の方針に從ッて遣ッて居るので有ります。何は此方針を固く守ッて居ると云ふ證據は、昔は黴菌を殺すに石炭酸を用ゐたので有りますが、段々外科醫學の進むに從ッて、黴菌を殺すため傷を治療するには、石炭酸などは無くても宜しい樣になッて居る。黴菌の性質を明かに研究し得たる結果は、石炭酸水の如き藥品に依らずして、殺す事が出來る。則ち一定の熱度に過ッても死ぬ。濕氣が有り過ぎて、寒冷に過ッても死ぬ、又黴菌が一ッ所に澤山有れば、弱いものは皆死んで仕まいます。恰も人間社會に於ける生存競爭の如きもので、一の試驗管の中に十種類も二十種類も黴菌を入れて置くと、強い者は早く育ち、弱い者は悉く死んで仕舞う。今日までは藥品を常に治療に用ゐたが、藥品と云ふものは、人間のからだに毒です。石炭酸のやうなものでも澤山用ゐると中毒するから藥品は成るべく用ゐないやうに仕樣、ソレには黴菌がからだに觸れない樣にしなければならぬ。或はよし觸れても藥品の力に依らず、他の方法に因て、黴菌を打殺せば療す事が出來るので有ります。他の方法に因ると云ふに就て、一番好い例は、非常に世間より忌み嫌らはるゝ處の癩病、此癩病に就ても種々の試驗をしましたが、癩病も一定の黴菌が原因なので有ります。此癩病の黴菌を打殺すのには、ドウするかと云ふに、其病人に丹毒の黴菌を植ゑて遣る。サウすると癩病の黴菌と、丹毒の黴菌と競爭して癩病の黴菌は死ぬ。又年來大きな瘤の有

ッた人が丹毒の病を發した爲め、自然と病が無くなッて仕まつたと云ふことで有りますが是れは丹毒に因て黴菌に生存競爭をさせるのです。ソレ故丹毒黴菌は場合に因ては治療上効能が有ります。即ち前に申した癩病の例などは丹毒黴菌と癩病黴菌と生存競爭をする一例であります。

ソレからして黴菌に一定の熱を與ねると死にます。ソレ故傷を療治するのに、繃帶を石炭酸水に浸たすとか、或は昇汞水に浸すとかして用ゐましたが、其石炭酸水昇汞水に浸した處の布は人間のからだに附くと不愉快の事が有る。疱れが出來たり傷に浸みたり或は大きな傷に石炭酸を澤山用ゐると中毒する故、に石炭酸は用ゐない、皆百度以上の熱に當てゝ殺します。一体傷と云ふものは天然に任せれば療るもので有りますが、途中で有害の物が係り合ひまするど、癒らないので有ります。故に傷口にはなんにも障らないやうにして、有害物は來ない樣にして置けば癒ります。石炭酸を以て洗ふと云ふも、つまり有害物が這入ると往けないから洗はなければならないと云ふので、何も有害物が無いならば殊更に、洗ふには及ばない。併しながら表てから受けた傷、人に傷けられたものは毒の浸みて居るもの、黴菌の這入ッて居るものと見なければならない。同じく怪我をしても、清潔な刄物なれば別に危險もないが、汚れた刄物で傷を受けた時は甚だ危險で有ります。又自分の小刀なれば何んでも有りませぬが、魚屋の庖丁で怪我をすると、忽ち瘭疽を起します。斯う云ふ樣な譯で傷も一樣には參りませぬから、醫師が傷の病人を診察しまする時は、總べて病毒が這入ッて居

ると診斷しなければならぬ。病毒が這入ッて居るとすれば、石炭酸で洗ふ。洗えば清淨無垢の傷だから、之に蓋をするだけです。外科醫が療治をする時に殊更に作ッた傷は、黴菌のないものとして有るから、別に消毒しないでも宜しい。例えば今乳岩の患者が有ッて、傷を附けて療治をする場合には、皮膚は表てに出て居るから、ドウ云ふ樣な工合で、黴菌に觸れないとも云はれぬから、石炭酸で洗うが……其他の創を他の無害なる液……今日行はれて居るのは、食鹽水で有ります。此頃は百度以上に煮沸したる食鹽水で洗ひまして、石炭酸などは余り用ゐませぬ。ソして熱氣にあてた綳帶を以て縛ッて仕舞ふ、其方が石炭酸などを浸した布より宜しいので有ります。併し不潔の器械などで療治をした時には石炭酸を用ゐて消毒しなければならない。凡て清潔にさへして居れば藥品などは用ゐないでも宜しい。サウ云ふ樣な趣意に從ッて外科の療治をして居ります。是れは全く黴菌の性質が明かになッて、傷の腐るとか焮衝するとか云ふ事の原因が解ッて來たからで有りますから、サウ云ふ樣な簡單なる方法が行はるゝ次第で有ります、右の如き簡單なる方法の行はると云ふは、畢竟外科の療治が大に進歩して居るので有ります。腹部を剖て療治をするのにも、昔は助かる人もなかつた位ゐで、斯う云ふ療治をする場合には、殆ど生死の別れ位ゐに思ッて居ッたので有りますが、然るに今日では百人の中、僅かに一人二人しか死亡しないと云ふ樣になつて參りました。是れは石炭酸等の藥を腹部の治療に用ゐた故に死ぬので有ります。然るに今日は石炭酸を用ゐない

でも、鹽水で拭くのみで充分であると云ふ事が解ッて來たので有ります。サウ云ふ樣な譯で單に療治をする人の巧拙に據るのではない、規則通り間違ッた事さへしない以上は、醫師の巧拙に拘らず、良成蹟を得る事が出來ます。併しながら是れも皆黴菌學の進歩したる恩德と云はねばならぬ。斯くの如く、今日外科の治療法は實に安全の境に達して居る。處で私は常に言ひますが、醫師たるものは病人に對して請合療治をする事は出來ない。現に獨逸の諺に、醫師は病の療ると云ふ事を口にする事は出來るが明かに證文に書いて、病人に渡す事は出來ないと云ふことが有りますが、人間のからだと云ふものは、生活して居るものだからドウ云ふ場合にドウ變化しないとも云へない、故に日常の病に就ては、療るとか療らぬとか斷言する事は出來るが、他の場合にて斷言の出來ない事が有る。チヨツとした癤から非常に危險の病を惹起する事などが有りますから、療るとか療らぬとか云ふ事は容易に言へない。且つ又百日で治はすとか、一年で療すとか、日を定めて全治不治を請合ふ事は、醫學上出來る筈がない。今日苟くも德義を守る人は、斯樣に請合ひ療治は決して致しませぬ。併し外科の療治に限ッて或點には請合療治が出來る程に進歩して居る、此療治をしても生命に障るとか障らぬとか或は療るとか療らぬとか云ふ事を確答する事が出來ます。是れて全く病の原因が明かになつた爲め原因を手に抑へて居るから、其原因の性質に因て療るとも療らぬとも直ぐに解るので有ります。ソレ故に醫學に從事して居る醫師の中で、外科の治療ほど進歩したものはな

い。證文に印紙を貼ッて請合ッても宜しい位ゐに進歩して居る。凡て實驗學なり萬有學あり因て起る源が明かに解ッて居りまする以上は、治療法なり豫防法あり解るに相違ない。傳染病の如きは原因が明かに解ッて居るから、豫防法を喧ましく注意するので有りますが、原因の不明なる病氣は、豫防法も何も有りませぬ。今日の醫學の進歩は病の原因を研究する事が益々盛になッて往くので有りまして、是等は漢法醫學と大なる差異の有る所で有ります。

## ◉河豚魚の話　（承前）

故に外の所を試驗することが出來る試驗して見ると外の部分は運動がない樣にあるそう云ふ働きを見ることの必要があるそれ等の例を以て屡々人間の毒に中つて死ぬ原因を極めなければならぬと云ふことがある其時にはそれを解剖するとか云ふことが出來て來る　私は五つばかり河豚魚で死んだ者を解剖したことがありますが胃の中に食物の殘りがあるそれを水の中に溶解して蛙に注射して見ると斯う云ふ河豚魚の毒の働きを見ることが出來る縛つた方の足には自在に這入らぬからして慥かに河豚魚の毒であると云ふことを見ることが出來る外の魚の卵巣の方でそう云ふ働きを以て居るとがありませぬからして慥かな證據になる蛙のみではいけませぬから其の他の冷血動物に遣ッて見るに其他の働きを有ッて居る外の犬とか猫とかに遣ると吐くことがあります人間でもときに依ると吐くそれから暫く經ッと身體の運動六ケ敷くなるそれて歩かうとすると足がフラ／＼として來る終には

眞ッ直ぐに立ッて往くことが出來ぬからして這ッて往く後ちには這ッて歩くことも出來ぬからして膝と臂でズッて歩くやうになつて來る終には舌も充分に動かすことが出來ぬ樣になつて其の人の言葉が能く分らぬさうして舌が回らぬ樣になるさうすると呼吸運動も出來ぬ樣になるけれども其時分にはまだ精神は慥かでありますそれで河豚魚を食つてそれが爲めに斯樣な目に遭ふたと云ふことを本人も悔ゆる樣なことになつて來る身躰は動かずして苦しみ終には精神も朦朧として仕舞ひますから其樣になると呼吸運動も絶えて死んで仕舞ふ此働きは外の動物も人も同じことであります又此働きを動物試驗に徴して見まするに既に毒に中つて吐する樣なときになつて來ると毒が幾らか身躰の中に回つたので吐く樣になつて來てから騷ぎをして吐劑を與へるとか何うとかしても其時は最早幾らか時期が後れて居るけれどもまだ其時に手當をしたら免かるゝこともあるだらう兎もあれ吐く時には既に毒が利いて來た證據でありますさうなると早いものであります今迄呼吸運動があつたのがそれが止んで其上に氣管にも及ぼして來るそれで段々と血の循環が惡くなつて來てそれと呼吸運動が止むと二の原因でありますそれにこの療法は河豚魚の毒に中つたと云ふとを早く知つたならば腹の中にあるもの丈けを吐き出させて既に回つて仕舞つたものならば仕方がないから……一旦之が利いて來たら之を救ふの術と云ふものはありませぬ呼吸運動の止つた所で到底之を全く蘇生させると云ふ藥もありませぬだからして中毒のときは醫師が早く招かれた時は吐劑でも與へるとか……何

うも外に方法と云ふ者はない故に學術上其毒の働きを委しく極めてそれで其治療法を攻究するのでありますが併し治療法と云つても治療法が開けるのでなくして反對の働を爲すものがないからして之を攻究したら此毒を消すものがないとも言へませぬからしてマー當分はなからうと思ひます云々

（完）

## ◉燈火の話（七月七日於富士見倶樂部開婦人衛生會例會）

ドクトル　飯盛挺造君　演説

大澤とよ子　速記

今日は、二三日來の雨で御座いまして、近年に稀ある炎熱も俄かに消え失せまして、却て冷氣を催すと云ふ様な時候になりましたので、今日本會を御開きになりまして、皆様が御出席おされますにも至極結構の事に存上げます。次ぎまして、御話を申上げまする私に取りましては、殊更暑さには困りまするものでござりまするから、此冷氣を催したる事に就ては、特別に難有存じて居ります、併し一方から申上げますれば、雨天の處を態々御運びになりまするには若干の道惡しき處もございまして、多少御不自由を御感じで御座いませう……ソレにも拘らず、今日は殿下の御臨場を辱う致しまして、私に取りましては、誠に光榮の至りに存じます、私が本會に於きまして、初めて御話を申上げまする光榮を得ましたのは、已に一年前確か昨年の六月下旬と覺えて居ります。其時にも申上げました通り私は衛生上の事には素人で御座いまして、なんにも御話を申上げますやうなお材料が御座いませぬ。ソレにも拘らず衛生大家

の列末に加りまして、再び御話を申上げまするど云ふのは、一入の光榮で御座います。

扨今日御話申上げます題は、「燈之話」と云ふのでございます。吾々が此世に棲息致しまして月日を送りまするのに、無くてあらぬものが三ッあると云ふ事は、此前にも申上げました。ソレはなんで御座いませう乎……則ち「衣」「食」「住」の三ッでございます、併し此着まするもの、住ひまするもの、食べまするもの、此三ッを整へまするにはドウしても無くてあらぬものがモウ一ッ御座います。此無くてならぬものと云ふのはなんで御座いませう、則ち燈火で御座います。若しも此世の中が暗黒でありたならば何も調ひまする事は出來ませぬ。其光と申すものを、私共は何れより得て居るかと申しますれば、太陽即ち日より得て居ります。太陽が毎朝東に昇りまして、漸く高くなり、遂に西の方に沈んで仕舞ひまするまで、其光を我々に與へて居ります。之に因て私共が衣食住の三ッを調ふる事が出來るので有ります。併し其一日の永さと申すものには、限りが有りまして、なか〳〵一日の中に衣食住を調へると云ふのは難い事で、尙は日の永からむ事を渇望して居りまするのが、殆ど社會一般の狀態で有らうと存じます。此時に當て如何致して宜しいかと申しますると、太陽が西に傾いて仕まいましても、尙は太陽より永く吾々に與えて居る光が御座います。ソレは何であるかと申しまするど。則ち燈で御座います。ソレをも太陽より得たものと申上げましては、鳥渡御解になり兼ねるで御座いませうが、段々御話を申上げましたならば、太陽より貰ッたものであ

ると云ふ事が明かにあらうと考へます。其光を得まする方法の最も古いのは、なんで有らうかと問ふて見ますれば、是れは無論焚火で御座います。是れは別に御目に懸けませんでも解ッて居りますが、御話申上げまする順序でありますから、焚火を致して御目に懸けます。劇場でゞも致すやうで、誠に不体裁でございますが、是れも光の標本で御座いますから、致し方がない（焚火を爲して其例を示す）是れが古代の燈火の有様でございます。古は上、雲の上人より下庶人に至るまで、之を用ゐたに相違御座いませぬ。扨て焚火に就て衛生上の事を考えて見ますれば、無論衛生上には缺點が有ると申さなければならぬ。如何なる處に缺點が有るかと申せば、焚火を致しまする時には、必ず煙と云ふものが立ちます。其煙と申すものゝ中には、色々のものを含んで居りまして、是れが眼に當たりますれば、所謂烟いと云ふ事を覺えます。又呼吸をしまする時に、煙を吸ひますれば咽ると云ふ事がございます。是れは私の申上ぐるまでもなく身體に害の有ると云ふ事は明かで有らうと考へます。

次に、焚火の時代を經ますれば、漸々人の智慧が進みまして、最早燃えたる後にまで何か殘ると云ふやうな事のない、油と云ふものを用ゐるやうになりました。其油と申すものはなんで有るかと探ねて見ますれば、是れは無論草木の實、殊に菜種より取りまするものが主なる物で有ります。其菜種より取りまする油を燃しまするには、燈心と申するものを用ゐて、之に油を注いで火を點しまする事は、皆人の知ッて居る事で御座いますから、

一々申上げる必要もないやうに考へます、(燈心に火を點じて其實例を示す) 此油を用ゐるやうになりましてからは、衛生上の點はドウで有るかと云ふに是れは焚火の如く著しく烟の立つでもなく、ソレが爲め眼や呼吸に害を覺える事はないやうでございます。けれども是れは光の强さが一定して居りまして、限りもなく强く致すと云ふ事は六ケ敷うございます。勿論出來ない事も御座いませぬが限りなく光を强く致さうとしまするには、非常に多額の費用を要します。是れが即ち我々が行燈と致して用ゐて居ッたもので御座います。

右の如く人の智慧が進みまして、油と云ふものを用ゐる程になりましたが、尚は一層進みまして、蠟燭と名くる物が出來るやうになりました。蠟燭と申すものが油と如何なる點が異ッ居てるかと探ねて見ますれば、油は常に水物になッて居りまして、蠟燭は固まッて居る。之に火を點ずれば、其固まッて居るものが必要だけ段々溶解まして、油が燈心に觸れると同様に、蠟燭の心に吸上げます。是れが蠟燭の、油と異ッて居る處で御座いまして、矢張り樹木より取ッたるものと申さなければならぬ(蠟燭を點じて實例を示す)

此三ッの物に就て、先きに申上げましたる處の大陽より光を得て居ると云ふ事の解釋を致して見ますれば、焚火に用ゐまする物は、草木で御座います。其草木はドウして成長したもので有るかと申せば、太陽の光がなければ、成長は出來ないものでございます。夏の中に草木が能く繁茂しまして、冬になりますれば、殆ど眠ッて居るやうに見ゑます。之を以ても、其光が無ければ成長しないと云

ふ事は知れて居ります。倘は又暗い處に草木を植ゑて置きますれば、成長しない處を見ても、光がなければ成長の出來ないと云ふは明かでございます。之を以て見れば、其草木を成長させる爲めに太陽の光を費しまして、其費したものを草木と爲して留めて居るので御座います、取りも直さず太陽の光が陽に臨んで光を發する、即ち草木に變つて居たのみで御座います。ソレでは種油はドウで有るかと云ふに、是れは無論樹や草の實から採ッたので御座りますから、草木の實を結びまするには先づ成長致した上でなければならぬ。故に此太陽の光に因て實を結び、其實より油を採ッたので御座います。ソレ故言ひ換へて見ますれば、草木が太陽に變ッて光を發するのと同じ譯でございます。其次に蠟燭に至りましては、ドウで有るかと云ふに、是れも亦樹の實より採り、或は蜜蠟などより取りまする、蜜蠟も矢張り花より採り來ッて、聚めたもので御座います。故に其原は草木に在るといはなければなりませぬ。

ソレを以て見ますると、此三ッの光に就て、衛生上の點は姑く措きまして、皆太陽より得て居るもので有ると云ふ事は、別に疑ひを容れざる事で有らうと考へます。此三種類の光の時代を過ぎますると、今度はランプと云ふものを用ゐる事になりました。是れは誰方でも御用ゐになりまして、別段御目に懸けませんでも御承知で有らうと思ひますから灶しませぬが、此ランプなる物に用ゐる石炭油と云ふものは、何處より來るもので有るかと申しますれば、是れは石炭と名けまするものが、(石炭を示す)地中に於て變化しまして、而して彼

の油が出來るので御座います。然らば地中に於ける石炭なるものは、一体何物で有るかと問ふて見ますれば、是れは古代の――或は前世界と申しても宜しいで御座いませう――其前世界の草木が地中に埋れて、居りまして、此石炭と云ふものが出來たので御座います。而して見ますれば、是れ亦先きの三ッの物と同樣に太陽より得て居る處の光が形を替えて居ると云ふに過ぎないので御座います。其衛生上の點はドウで有るかと申せば、是れは無論光も強く放ちまするし、ホヤを掛けて置きますれば、煙を發する事も御座いませぬ。故に前の三ッの物に比べますれば、大層進歩して居るものと申して宜しう御座いませう併し茲に一ッの憂ふべき事が有ります。何かと申しますれば、光を強く發しまする代りに、危險と云ふ事が御座います。冬になりまする と、東京市中に於て屢々出火の沙汰が御座いますが、其原因は過ッてランプを落したと云ふのが多い樣で御座います。ろの樣に石炭油と云ふものは火の移り易いもので有ます。只今其火の移り易い證據を御覽に入れます。(石油の燈心幷に種油の燈心に點火す)此二ッの燈の中、一方は種油で御座いますから、火の移ッて往くやうな事は御座いませぬが、石炭油は同じ樣に燈心を二本入れたのでございますが、漸々中に移ッて往きます、斯くの如く火の移り易いもので御座いますから、一度ランプを覆へして、其火が全体に擴がりまする と、忽ち火事を出かすと云ふやうな危險が御座います。併し其石炭油の中に餘程早く火の移る種類の物と、火の移りまするのが遲いものとが御座います。所謂「火止」と名けて有る



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ものは火の移る事が遅い。火止と申すものと、通常の石炭とに何れに異ッたる點が有かと申せば、其實は同じ石炭油でございますが、火止の方はランビキ……ランビキと申しても御解りにならぬ御方が有るかも知れませぬ。或は蒸溜器……と申しても御解りにならん御方も御座いませうが、つまり酒より燒酎を取ると云ふやうな仕掛で御座います。是れも御解りにならぬ御方が有りませう。言ひ換へますれば、石炭を煖めますれば、燃え易き部分、火の移り易き部分が先きに滅ッて仕舞ひまして、後に殘ッたるものが即ち火止で御座います。ソレを成るべく能く取ッて仕舞ひますれは、愈々其火の移る事が難いので御座います。通常の物は、是れを取ッて無いので御座います。是れを試しまするには、唯今の樣に燈心に點火しましても解りますけれども、ドの位ゐで、火の付くと云ふ事を精密に調べませんでは、其危險の度を明かにする事は出來ませぬ、故に之を試しまする器械が御座います、此器械の事は申上げまする事が烏渡六ケ敷う御座いますから、器械の解釋は御預かりに仕まして、其方法だけを御覽に入れます。併し唯今申上げまする通り、細かい事は申上げ兼ねますから、大略の事を申します

(是れより器械につきて詳細の說明あり)

(引續き火の移る實例を示さる)

此ランプの次には尙は一層便利で有る處の瓦斯と云ふものが出來ました。此瓦斯燈と申すものも、矢張り石炭を蒸燒きにしまして、是れより取りましたる處の瓦斯に火を點ずるので有ります。(瓦斯を點じて其例を示す)是れが即ち瓦斯燈で御座い

ます。此石炭より取りましたる、所謂瓦斯なるものを此の中に澤山入れまして、上に水を入れるので御座います。つまり水で瓦斯を押し出すので御座います。市中の各所に點じてあるものも、家の中に點じて在るものも此品械を大きくしたので御座います。此瓦斯燈は衛生上の點はドウで有るかと申しますれば、光の强い點に於きましては、少しも申し分はないやうに思はれます。併し之が長い管を通りまする中には、管に幾分か破損して居る處でも御座いますると、此處より瓦斯が洩れ出てまして、誠に快くない處の嗅ひを發します。是れが即ち瓦斯の性質で御座いますから、致し方は御座いませぬ。此瓦斯の嗅を嗅ぎますると、身体に害の有るもので、忽ち嘔氣を催すと云ふやうな惡臭で御座います。モウ一ツ危險と云ふ恐れが御座います。併し是れは注意さへ致せば、別に入物を轉覆すると云ふ樣な憂ひは御座いませぬ。故にランプに比すれば、瓦斯燈の方が安全で有ると申して宜しいかと思ひます

又瓦斯燈の次には目下盛に行はれて居りまする處の電氣燈で御座います。此電氣燈なるものゝ委しい御話を申上げまするには、色々器械の製造法なども申上げなければならぬので御座いますが、今日は一般に燈と云ふ題で、唯其燈の漸々人智の開けるに從ッて益々良くなッて往く、ソレに從ッて衛生上の利益も進んで往くと云ふ御話に止まるので、器械に就ては別に御話を致しませぬ。此處に見えて居りまする處の此ガラスの中に這入ッて居りまする細い筋を電氣が通りまするので、之が電氣の爲めに燒けまして、光を離つので御座い

ます、其電氣を起さしむるにも色々の仕方が御座いますが、一般に電燈用として用ゐて居りまするのは、グラムと申す人の製造しましたる處の「ダイナモ」と申す器械で御座います。則ち玆に在りまするもので、是れを廻せば電氣を起します。其起る電氣の强弱に從ひまして、玆に在りまする處の電燈の光が出て參ります。此處では私共が腕の力を以て廻しまするけれども、澤山に起さなければならぬ時は、蒸氣器械を用ゐて廻すだけの違ひで御座います。或は蒸氣器械の代りに、水の力を以て致すことも御座ります。ソレも廻はす一點に於ては別に異ッた事も御座いませぬ。鳥渡是れを廻して御覽に入れませう。併し電氣の通ふ道を斷ッて置けば電氣は通る事は出來ませぬから光を發しませぬ。私が唯此管を手で壓しませぬと、

ソレで最早道が斷れて仕舞うので私が此處を(管を壓さずに居りますれば、幾ら彼方で車を運轉しましてもなんにもありませぬ。丁度人の家に往きまして玄關で案内を乞ふ爲め、呼鈴を壓して室內の人を呼ぶのと同じで、若しも此處の通路が斷れて居りまするど、先きには少しも通じませぬ。電氣燈も是れと同じ譯で有ります。是れは(器械を指し)街道に在りまするのも家中に敷いて在りまするのも同じ事で、唯此れを大きくしたと云ふに過ぎませぬ。(電氣燈を點火して其例を示す)扨て此電氣燈に就きまして、先きに屢々申上げましたる處の太陽より光を得て居ると云ふ點の解釋は、ドウで有るかと申して見まするど、是れはまさか太陽より得たる光ではあるまいと云ふ御考の御方も有りませうが、是れ亦矢張り太陽より得て居る

處の光で御座います。成程器械をして我々が運轉させて電氣を起すので御座いますが、我々は何を以て此からだを養ッて居るかと申せば、主なるものは米で御座います。米幷に其他の物も悉く太陽の光を借りまして、成長しました物を食物に取り、之に因て體力を發し其力を以て電氣を起し、其電氣に因ッて火を燈すので御座いますから、其間色々變遷しては居りますけれども、其原は太陽より得たる處の光で御座います。

右に申上げまする如く焚火よりして今日最も完全に爲ッて居る處の電氣燈にまで進みましたる處を以て見ますれば、漸々人智の開けたる處も分ります。從ひまして、衛生上などに就ても大いなる利益の有ることも分りますが、此樣に皆人が勉强をしまして研究しましたならば、或は將來に於て、夜に至ッたからと云ッて、殊更に光を求めなくても、太陽より得たるものを其儘に用ゐると云ふやうな時節が到來致すかも知れませぬ。併し電燈の、衛生上に就ては如何で有るかと申しますれば、申すまでもなく、最も衛生上に宜しいものと申さなければならぬので御座います。何故と申しますれば、前に申しました四ッの種類の燈火は燃ゐますると、其燃ゐた處の氣が空氣中に出て參ります。ソレ故に是等の燈を室内に於て燈しますると、其出た處の氣が室内に充ちます。然るに電燈に於きましては、何にも燃ゐて出ると云ふ樣な事は御座いませぬ。唯此圓きガラスの中に一本の筋が有ッて、此中に這入ッて居るものは竹の纖維――是は專賣になつて居るので、此の竹の炭が燒けまするのみで、燃ゐて仕舞ふのでは御座いませぬ。ソ

レ故燃えたもの丶如く、後に何にも殘る物が御座いませぬ。後に殘りがなければ是れは衛生上に至極良いと申さなければならぬ。併し說を爲す人が御座いまして、電氣燈は眼の爲めに毒で有ると申して居ります。成程電氣燈を直接に見て居りますれば、恰も太陽を見詰めて居るのと同じ事で御座いますから、無論眼に害が有るに相違御座いませぬ。併し直接に之を見ませんで、太陽の光を室内に得て、是れを我々が用ゐて居りまするのと同樣に、此電燈に對して眼を向けないやうにして、ソレで光を用ゐましたならば、最早是れに向ッて不足を申す處はないかのやうに見ねます。併し先きにも申す通り後日に到りまして、尙は電氣燈より便利なるものが出來る事が有るやも知られませぬ。

今日は誠に詰らない御話を申上げまして、恐縮の至りに存じます是れにて御免を蒙ります。終りに臨みまして、殿下の御健康を祝し奉ります。次ぎまして會長始め會員諸姉の健康を祝します

## 衛生叢談

### ◉長壽者來歷

◎長壽者來歷　群馬縣管內在住者にして百歲以上に達したる長壽者の來歷左の如し(群馬縣)

利根郡川田村　島田辨三

生年月　寬政六年正月十日生(百一歲)

職業　農を業とす明治二十五年頃より視力衰へ業を執ること能はさるに至れり

家屋の位置及構造　土地高燥人家稀疎にして稍々

清潔の地區なり北家屋は間口八間奥行四間板葺屋根二階造にして西南に面す居室は稍々清楚にして空氣の流通宜し

**衣服**　常に綿衣を用ひ絹布を好ます清潔なるものを著用す

**起居動作**　早朝に起き必す多少の勞働を爲し而して後食に就けり食時は毎に一定し定食外の飲啖を爲さす起臥の時間も亦一定し執業上に急激の變化を好ます淡泊にして事物に拘束せられさる性質なり身體健康にして藥用せしことなし淨瑠璃、手跡等の嗜好あり

**五感**　視官頗る鈍く耳稍々遠しと雖も平素記臆する所の淨瑠璃を語り談話を爲し他人との應對には異狀なし

**飲食物**　常食は麥挽割飯、温飩、蕎麥等、食量は普通にして定時に食に就く酒及烟草は之を用ひす飲料水は井戸水にして水質不良ならさるも亦甚た純淸ならす

**血族及配偶**　父八十二歳、母九十五歳にして死亡し兄三人姉一人ありしも皆死亡せり本人は二十五歳にして妻を娶り九十二歳にして之を亡へり

**貧富の度**　中等にして先代讓與の土地を耕作す

南甘樂郡神川村　宮前　れん

**生年月**　寛政六年三月十三日生（百一歳）

**職業**　少壯より針仕事を好み目下楮の皮剝及石臼挽を爲し一日として閑居したることなし

**家屋の位置及構造**　土地高燥にして人家稀疎四面皆山あり家屋は間口七間奥行四間木造板葺家根の平家にして居室は東北隅の奥座敷六疊にして空氣の流通宜し

衣服　絹布を用ふること稀にして淸潔なる綿服を好めり

起居動作　午前七時頃に起きて業を執り午後七時頃蓐に就く性恬淡にして又外出を好ます曾て病氣のため藥用したることなく脊髓歪屈せす全體頗る健康なり

五感　齒牙悉く脫すれとも音聲爽朗なり視力は甚た弱く十間を隔つれは知人を辨別すること能はす聽官も亦鈍く口耳相接して高談せされは感應せす

飮食物　常食は麥飯、馬鈴薯等にして總て甘味を嗜み酒及烟草を用ひす每朝玉蜀黍の粉にて製したる燒餅を啖ふ茶は山野に生する「バンサ、キ」の製葉を用ひ概して粗食なり食量は壯年者に劣らす平均四合許とす飮料水は岩石の間に湧出する淸水を用ふ

血族及配偶　父八十五歲、母八十七歲、弟二人各々七十八九歲にして死亡し妹一人は三十歲にして死亡せり本人は二十四歲にして嫁し六十歲にして夫を失へり

貧富の度　本人か嫁したる當時より多少の財産あり常食の物は自己所有の土地より收穫したるものを以て之に充て裕豐なる部分なり

吾妻郡東村　唐澤　ふし

生年月　寛政六年十二月二十九日生(百一歲)

職業　平素繩綯を業とし一日に約ソ百尋許を製造す

家屋の位置及構造　土地高燥人家稀疎淸潔の塲所あり家屋は間口八間半奥行四間半の草葺屋根二階造にして南面す居室は座敷の一隅三疊敷を以

で之に充て空氣の流通は猶ほ宜しからす

衣服　平素綿衣を著用して華美を裝はす

起居動作　紬捻に從事するか然らされは隣家を訪問し徒居を好ます二年以前より入浴を廢し時々行水を爲すのみ身體は從來健康にして三十歳の時眼病に罹り四十七歳にして右眼明を失ふ其他藥用せしことなく目下腰を屈し杖に倚りて歩行す

五感　四五年以前より耳聾し他人の言語を聽取するに艱めり談話は前後矛盾し總て昔時の事物を記憶せさる摸樣あり

飲食物　農家常食の麥飯を用ひ平素食量は多量にして一日約そ三合五勺許あり酒は好まされとも烟草は非常に之を嗜めり飲料水は溪水にして水質最も善良なり

血族及配偶　父母死亡の年齢判然せす妹一人四十歳弟一人十五歳にて死亡す本人は二十二歳にして嫁し八十五歳にして夫を失ふ

貧富の度　村内に於ては中以下に位し田畑山林三町歩餘を所有せり

西群馬郡白郷井村　岡田　とら

生年月　寛政七年十月十日生（百歳）

職業　一定の職業なし少壯の時は機織等を爲せり

家屋の位置及構造　土地高燥にして人家稀疎清潔の地なり家屋は間口九間三尺奥行三間草葺屋根平家にして南に面す居室は南向十二疊半にして臥具は常に敷きたる儘掃除等を爲すこと稀なり晝間尚は雨戸は閉ち空氣の流通宜しからす

衣服　平素綿衣を着し絹布を用ひす而して著用敢

て清潔を尙はす

起居動作　每朝未明に起き夜は家人に後れて寢に就けり夏は日蔭に息ひ冬は當陽の所に休み時々庭前の掃除を爲すを好む身體は寸白病のため偶々患むことあれとも其他の疾病なし

五感　視聽共に少しく鈍し齒は完全にして毫も壯者に劣らす

飮食物　常食は麥飯及溫飩蕎麥等にして鹽魚汁生味噌等を下物とす食量は三餐共每回普通の椀に二杯半とす若年には一時に一升許の酒を飮み烟草を嗜みたれとも老年に及ひ漸次其量を減せり飮料水は良質なる溪水なり

血族及配偶　父母死亡の年齡等は不明なり本人は二十三歲にして嫁し六十二歲にして夫を失ふ

貧富の度　家族八人にして荷車挽を業とし狹少なる田地を耕作し中以下の生活なり

西群馬郡長尾村　小澤　せき

生年月　寛政七年十二月二十五日生（百歲）

職業　少壯の時は機織等に從事す目下業を執らす

家屋の位置及構造　土地高燥にして人家稠密清潔の地なり家屋は間口七間奥行四間板葺屋根二階造にして南に面し能く日光を受く居室は表座敷八疊にして空氣の流通宜し

衣服　肌着には常に綿衣を用ひ清潔を好む

起居動作　起臥自由にして時々草履を穿ちて庭前に出て步行を試む今より二十七八年前重病に罹りたることあれとも其他疾病の經歷なし今猶は杖を用ひす又平素傍に人あるを好み施與を好む常に菓子等を準備し人每に之を與ふ若し盡くる時は着用する所の衣服を脫して之を與ふること

あり

、、五感　聽官稍々鈍し其他に異狀なし

、、飲食物　米飯に味噌汁漬物等を常食とす食量は普通にして椀に二杯とす少量の酒を用ひ烟草を用ひす飲料水は井水にして水質善良なり

、、、血族及配偶　父八十七歲母九十歲にして死去す兄弟各々一人あり皆已に死亡せり本人は二十歲にして結婚し七十三歲にして夫を失ふ

、、、貧富の度　地租十圓を納め鋳掛を業とし相應に裕豐なり

（未完）

◎二十六年結婚離婚數

兵庫縣下に於ける昨二十六年中婚姻數は初年現在配偶二十六万三千五百三十二、年中結婚一万千七百十五、同離婚三千九百八十六、死亡其他五千五百十五差引年末現在配偶二十六万五千七百四十六あり

◎體育

古諺に曰く命ありての物種と命は實に萬物の種にして命なければ凡ての事皆やまんのみ然れども只命あるのみにして氣息の通ふのなれば少しも世の裨益を爲すにあらされば例へ其物種ありといへとも又何の用をも爲すことを爲はす故に生命をして長壽に且强固ならしめんと欲せば必ずしも健全なる体格を備へざるべからず健全なる体格は何によりて得べきや體育に留意するより外なきなり我國古昔の体育法を見るに弓馬鎗劍等の武藝盛に行はれ其活潑にして勇猛なることは今日体操の遠く及ばさる處なり維新後兵制文物等革新の爲め之等の武藝は其必用を失ひたると共に智育は大に揚り歐米を凌駕するに至るも体育に至りては其衰へたるを

免れず古しへの武具武器等を撿するに概ね巨大なる者のみにして今人の適用する能はざる者多しとす今日にあつても封建時代の空氣中に成人したる老人の如きは往々筋肉逞しく骨格極めて强固にして動作活潑今日少年の遠く及はさるものあり是れ全く平素身体を鍛錬したるの結果に外ならさるなり然るに今日の少年輩を見るに家を出づれば車に乘り或は馬車に乘りて毫も身体を鍛錬することに意を用うるもの少きは嘆すべきの至りなり泰西の文物輸入以來百事皆其面目を改め教育法の如き古に優る數十層なるを知らすといへども是れが爲め精神を費消すること甚だしく爲めに身體の衰弱を來し腦病肺病等容易に醫すこと能はさるの病苦を釀し體力の不充分なるのも多きを見るに至り近日學生體育の不充分なる事を說く者世間少からず當局者も亦頻りに調査中なりとの事なりしが果せる哉去月廿九日文部省に於ては訓令第九號を以て北海道廳及各府縣に左の訓令を發せられたり以來兒童の體育に就て好果を收むるや必せり今其全文を掲ぐれは左の如し

○文部省訓令第六號

北海道廳及府縣

小學校は小學校令第一條の示す所に依り兒童の體育に留意し教育の完成を期せざるべからず我國舊來弓馬劍鎗の武藝盛に行はれ體育の道に於て缺くる所なかりしも維新後兵制變革の爲め或種の武藝は其必要を失ひたると同時に體育の衰頽を致せる事又教員及生徒が學問知識の進步に急にして動もすれは智育の一方に偏嚮せる事及社會一般の衛生の必要を感すること未だ深切ならさる事是等數多の原因の爲に各般の學校に於ける體育及衛生の方法

は仍不完全なるを免れず殊に小學敎育の時は方に身體發育の期に當り一たび傷害を受くるときは其の患は終身に及び哀むべきの情況を呈せんとす今小學校に於ける體育及衛生に關し訓令することと左の如し

一　體育は及ふたけ活潑なる運動を課するを要すべく普通體操に於ても亦兵式體操と同く手足及全身筋力の運動を活潑にして氣血の代謝を促すと同時に生徒自個に於て意氣快活を覺ゆるの效果あらしむへし體操の弊は或は死法に流れ態勢を整へ並列を正すが爲に許多の時間を費し却て生徒をして厭倦の氣を生せしむるに至る此の如きは却て體操の精神を失ふ者なり

二　高等小學校男生徒には兵式體操を課するの際軍歌を用ゐ體操の氣勢を壯にすることあるへし又隨意科として簡單なる器械體操を授くべし

三　小學校生徒は活潑する運動に便する爲に不得已場合の外學校内に於ては洋服又は和服を問はず都て筒袖を用ゐしむべし

四　放課時間に於て佇立閑語して經過するに終らしむべからず男女となく成るべく活潑に大氣中に運動するの遊戯を誘ふべし或は大聲急走嬉戯の態を以て生徒の不良事と爲し沈靜を以て品行點に加ふるが如きは當を得るものにあらず

五　生徒をして筆記及暗誦を務めしむるは過度に腦力を勞せしむるものあれば特に必要の場合の外之を用ゐさらんことを要す

六　小學校の課業の中生徒の尤困難を感ずる者は作文とす初級の生徒には作文を授くべからず若し簡單なる作文を授くるも之を以て試驗の問題とすべからず

七　小學校に於て施行する所の試驗法は或は褒貶の意味に偏し點數に依りて每期席順を上下し又は賞與を予ふる等過度に生徒の神經を刺衝するの弊あり此れ獨り普通敎育の主義を誤るのみならず亦生徒の體育を害する者あり自今各學校は試驗に依れる席順の上下を廢すべし但各級に優等生若干人を選拔し以て奬勵を示すことを妨げざるべし

八　小學校に於て生徒は喫烟すること及烟草を夾帶することを禁ずべし

九　華奢安逸は自然に軟弱を招くものあり都會の生徒の學校に往來する者或は車に乘るが如きは學校紀律の外に係ると雖校長及教員は注意を加へて成るべく歩行せしむることに誘導すべし

## ◉赤痢病大猖獗

赤痢病は七月以來益々蔓延猖獗を逞しふし特に八月に入て著しく其數を增加するに至りたり去月二十三日其筋の調査によれば患者總數は四万五千十七人內死亡總數八千四百四十二人の多きに上れり其何れが尤も猖獗なるやは表中に就きて閲覽せられ先號雜誌を繙いて豫防法を講じ賜へ左に八月一日より同月二十三日迄及本年初發以來等の患者死亡數を擧ぐれば左の如し

| 府縣 | 八月一日より同廿三日までの數 | | 本年初發よりの總數 | | 最近五日間平均一日の數 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 患者 | 死亡 | 患者 | 死亡 | 患者 | 死亡 |
| 京都 | 二三五 | 四〇 | 二六三 | 六〇 | 三,〇〇 | 三,〇〇 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪 | 八七三 | 一七五 | 二、九五二 | 五三〇 | 一〇五、四〇〇 | 一五、八〇〇 |
| 神奈川 | 八八 | 二二 | 二二三 | 四二 | 三、二〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 兵庫 | 七七三 | 二一〇 | 一、七五四 | 四一五 | 九一、二〇〇 | 二五、二〇〇 |
| 長崎 | 二七〇 | 六四 | 七七六 | 一五六 | 二〇、六〇〇 | 四、八〇〇 |
| 新潟 | — | — | 四一 | 六 | 一、〇〇〇 | — |
| 奈良 | 五一七 | 二一七 | 九五九 | 二三三 | 二八、八〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 三重 | 八〇 | 二七 | 三八三 | 八八 | 一二、四〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 愛知 | 四八九 | 一一〇 | 七二四 | 一七二 | 三七、四〇〇 | 一〇、二〇〇 |
| 滋賀 | 一四八 | 三六 | 二七三 | 七二 | 一〇、八〇〇 | 二、八〇〇 |
| 岐阜 | — | — | 一三四 | 八 | — | — |
| 富山 | — | 四 | 一三 | 七 | — | — |
| 鳥取 | 六九五 | 一三三 | 一、〇二四 | 一六九 | 六七、〇〇〇 | 二、二〇〇 |
| 島根 | 四八〇 | 六七 | 六七四 | 八七 | 二七、六〇〇 | 四、四〇〇 |
| 岡山 | 二、六七〇 | 七二五 | 四、八四二 | 一、一六九 | 一八五、六〇〇 | 五五、〇〇〇 |
| 廣島 | 一、三三二 | 三五九 | 二、二〇八 | 五四五 | 一〇七、二〇〇 | 六、八〇〇 |
| 山口 | 三三八 | 六五 | 五五一 | 一一九 | 二六、〇〇〇 | 六、八〇〇 |
| 和歌山 | 七六八 | 一七八 | 一、九六四 | 三九九 | 五〇、〇〇〇 | 一三、四〇〇 |
| 徳島 | 二、五三八 | 五八七 | 四、五〇七 | 九六八 | 一八五、六〇〇 | 五三、〇〇〇 |
| 香川 | 七六二 | 一七〇 | 一、一一五 | 二三六 | 五五、六〇〇 | 一三、八〇〇 |
| 愛媛 | 一、一六九 | 二六六 | 三、二六二 | 六五二 | 九七、〇〇〇 | 二〇、八〇〇 |
| 高知 | 二〇五 | 三七 | 七九九 | 一三〇 | 一一、二〇〇 | 二、八〇〇 |
| 福岡 | — | — | 二、六九二 | 四一五 | — | — |
| 大分 | 八二二 | 一八六 | 二、五二九 | 五五六 | 六四、二〇〇 | 一六、六〇〇 |
| 佐賀 | 三〇五 | 七三 | 八四五 | 一八九 | 一六、四〇〇 | 三、四〇〇 |
| 熊本 | 四一六 | 五九 | 四、一三三 | 五六七 | 八三、二〇〇 | 一二、八〇〇 |
| 宮崎 | 七三 | 八四 | 二、六二〇 | 三〇六 | 二二、四〇〇 | 二、六〇〇 |
| 鹿兒島 | — | — | 二、七二九 | 二四二 | — | — |
| 合計 | 一六、五三三 | 三、七八二 | 四五、〇一七 | 八、五一三 | — | — |

●赤痢病流行の爲め授業を止む

前表にもある如く徳島縣下にては赤痢病非常に流行し夫れが爲め此程より各小學校に於ては總計十一校は均しく授業を止むるに至りしといふ以て赤痢流行の猖獗あるを知るべし

●北里青山兩博士の歸京

先きに兩博士及石神國手等黑死病因幷に治療法研究の爲め香港に赴き瘴癘を破り毒氣を侵し魔軍と



Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

戰つて遂に大勝利を得北里氏命に據りて先づ歸京せられ靑山氏續いて無事歸京せらる氏等か雙肩に擔ふ所の大光輝大名譽は廣く世界萬國に喧傳し永く紙上に照映すべし

●府下三病の流行

俄に暑くして俄に冷しく氣候の劇變は衛生上實に注意すべきなり此頃この氣候に連れてインフルエンザ、下痢（稍もすれは赤痢に變す）小兒の腫物（俗に飛火）流行すといふ群馬縣の如きは腸窒扶斯流行し去月より九十餘名の患者を出し蔓延の摸樣ありといふ此處注意緊要

●病院に於ける電話器の効用

米國紐育府立病院にては近頃傳染病患者室へ電話器を設け右患者を訪問する人をして相談話せしむるも決して傳染の虞れなく至て簡便なりといふ

●生兵法大傷の本

飛彈の國の藥商小家にいと美しき女有りそが顏に小さき一の黑痣ありける左程目に立つといふにはあらねど女心の淺ましく硝酸銀もて除かんと過ちて顏一面黑焦げとなり生き辨天は變じて夜叉となる世には此類ひ多かり

下谷稻荷町に孝行の譽れ高き男ありいま時の若者には珍らしの者やと評しあへり或日母は親戚の病人の許に行きけるか翌朝歸り見れは戶締りしたるまゝ人あるべき樣子なければ驚きアハてゝ戶を開きよく〳〵見れは其忰は皮膚一面に鼠色になりて死せりとぞ書置によれば治藥の取違ひにて非常に苦しみ相當の手當をなさんにも深更の事とて呼ぶ人もなく獨身にて何んと云ふ事も叶はず遂に治藥の取り違へにて死せりとの事なるか此者兼て胃病持ちとの事故人に聞くがまゝの藥買ひ求めて此不幸を來せしなるべし素人療治は是れぞよき例

◉下水排除の急務

金風木の葉を襲ひ來り冷氣漸く人身に感ぜんとするの候諸般の熱性病は將に猖獗を逞ふせんとす汚物の排除、流し元の下水、居宅の溝渠等、清潔法は目下の急務とす

廣告

◉稟告

本會規則第廿三條により本月第一土曜日總集會相開き申べくの處殘暑未だ退かず候に付會員中には避暑等にて御不在の方も多かるべく隨て出席員も少數の事と存候間今須らく冷氣を待ち來十月第一土曜日に延會致し候

當日は總會の事にも有之候間御誘合せ御出席相願度候乍毎度衣服は勤めて粗服御着用の程願上候衣服美醜の故を以て出席者少數に相成候ては衛生普及の本旨にも戻り候に付右申添候

◉八月より九月に至る入會左の如し

◉幹事西さよ子の紹介により

四谷鮫ヶ橋町六十四番地　通常會員　齋藤咲子

麴町區三番町三十四番地　通常會員　森川香雨子

◉評議員岡田德子の紹介により

通常會員子爵夫人　松平鈴子

◉轉居

麻布西町廿一番地林方へ　森その子

下谷龍泉寺町三百七十番地へ　増田花子

赤坂福吉町二番地へ　山口春野子

千葉縣長狹郡吉尾村北風原九百一番地へ　永井くに子

小石川小日向水道町九十二番地へ　服部繁子

駿河臺北甲賀町三番地へ　三浦おしへ子

麴町飯田町三丁目十二番地へ　小塲小ゆり子

相州横須賀深田七番地へ　賀茂東美子

神田今川小路二丁目五番地田中方へ　岩井浅江子

大日本婦人衛生會

# 私立大日本婦人衛生會規則

第一條 凡本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持するの方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ隨て社會全般の幸福を增進するにあり

第二條 本會は私立大日本婦人衛生會と稱し之を東京に置く

第三條 本會の會員たらんと欲する者は身分の尊卑を問はず何人にても入會するを得

第四條 會員たらんと欲する者は族籍住所姓名を記し本會事務所へ申込ある可し
但事務所は下谷區練塀町四十三番地に置く

第五條 本會々員を分て終身會員特別會員通常會員の三類とし共に會費金を納むる者とす
但終身會員は一時に金拾圓以上を納め特別會員は一年金二圓四拾錢以上を納め通常會員は同金壹圓二拾錢を納むる者とす尤も會員中書生及其他事故ある者は唯雜誌料として同六拾錢を納めしむ

第六條 男子にして本會の主義を賛成する者は之を賛成員とす尤も會費は本會員に同し
但本會に功勞ある者は役員の協議を以て終身賛成會員(無會費)とすると有る可し

第七條 本會に推戴員を置き其中より總裁一名を奉す推戴員は皇族の御息所等に之を申請するものとす

第八條 本會は左の役員を置く 會長一名 副會長一名 幹事七名 評議員二十名 書記若干名

第九條 會長副會長及幹事評議員は會員の投票を以て之を撰擧し書記は幹事の推撰により會長之を命ず
但書記は都合により會員外の婦人又は男子に托するとあるべし

第十條 會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し又は其代理をなし幹事は會長の命を受けて會務を處理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命に從て諸記錄及雜務を掌る
但幹事の分課を設けて第一 會計 第二 編輯出版 第三 庶務とす

第十一條 會長の見込を以て右役員外に會員中より臨時に指名委員を置くとあるべし

第十二條 會長副會長及幹事評議員の任期は一年とす尤も再撰するも妨げなし

第十三條 會長副會長及幹事評議員は無給料とし書記は相當の報酬を給す

第十四條 本會の集會は七月八月を除くの外毎月一回として通常第一土曜日午後一時より之を開く

第十五條 毎會學識經驗ある者を聘し講義演說を囑し本會々員の演說と共に之を筆記して本會雜誌に掲載し毎月各一冊つゝ無代價にて之を會員に頒付するものとす
但し演說の間に談話を交ゆる事あるべし

第十六條 本會々員は家族の婦女子又は知己の婦人を會々場に誘致して傍聽せしむるとを得

第十七條 講義演說の際男子の傍聽を禁ず
但會員に緣故ある男子は此限にあらず

第十八條 本會の所有金は本會の名義を以て三井銀行に預くるものとす
但些少の金額は日々の費用支出の爲め事

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治二十一年二月二十八日内務省許可

第十九條 務所に引出證を得
會計の收支は總て會計課幹事の捺印を
要す

第二十條 會員又は會員外より金圓若くは書籍物品等を寄贈あるときは本會より謝狀を送り且寄贈の品目及其人の姓名を本會雜誌に載せ報告するものとす

第廿一條 會費は郵便小爲替にて東京下谷郵便局へ向け振出しある可し
但不得止場合には郵便劵を代用するも妨けなし尤も一割增とす

第廿二條 入會員には會員證を附與すべきに付郵便にて申込の者は郵便劵二錢を添ふ可し

第廿三條 每年三月九月の總會に於て會計の收支庶務の概略幷に會員の增減等を報告す可し且規則改正の案あれば之を議定するものとす尤も議定は總て多數決とし可否半數なるときは會長之を決す
但至急規則の改正を要する事あるときは豫め會員に報して臨時に之を爲すことを得

第廿四條 每年三月の總會に於て役員の撰擧をなすものとす

第廿五條 規則の範圍內に於て役員の評議を以て其細則を設くることを得

第廿六條 各地方にて發起者十人以上ある者は支會を設くることを得
但其規則は本會の規則に抵觸せざる樣起草し本會役員の認可を經へし

第廿七條 本會の集會場は時々報知する者とす

第廿八條 會費金は受領證を付與すべし尤も小爲替又は郵便劵にて納むる者は右受領證遞送費として郵劵二錢を添ふべし然らざれば受領證は送付せざるものとす

第廿九條 入會後轉居する者は速に事務所に通知ある可し尤も死去の節は親戚知友等より通知ある可し

第三十條 退會せんとする者は會員證を添へて其旨事務所へ報知あるべし

明治二十五年九月
東京下谷區練塀町四十三番地
私立 大日本婦人衞生會


婦人科小兒科診察
宅診午前
往診午後
貧民無料懇篤施療ス
女醫 本郷東竹町二十五 竿治子



明治廿七年九月三日印刷
明治廿七年九月七日發行
發行所 東京下谷區練塀町四十三番地 大日本私立婦人衞生會
編輯兼發行者 東京牛込區矢來町三番地 田中德三郎
印刷者 同 神田區小柳町十三番地 小高良造
印刷所 同 神田區旅籠町貳丁目拾一番地 廣業館



明治廿六年四月四日遞信省認可　第一金曜日發行　（定價金拾錢）